

# 青森県報

第四千三百九十八号

平成三十年  
一月十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 生活保護法による指定施術者の廃止の届出……………(同) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 公 告
- 肥料登録事項の変更……………(食の安全・安心推進課) ……二
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(構造政策課) ……三
- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……四

## 告

## 示

### 青森県告示第二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県告示第二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
松枝歯科医院 遠藤内科医院	弘前市大字下白銀町一五の四 十和田市西三番町一四の八	平成二九・六・三〇 二八・三・二五

### 青森県告示第二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
坂本 篤志	さかもと整骨院	三沢市松園町二丁目一七の一 三	平成二九・一・五
種市 賢	みさわ整骨院	三沢市松園町二丁目五の二〇 の八	二九・五・九
菊地 麻紀	笑里治療院	弘前市大字桜ヶ丘二丁目二三 の一八	二九・一〇・五

氏 名	住 所	指 定 年 月 日

高橋 洋子	八戸市根城七丁目四の七タウニイかわぐちB二〇一	平成三〇・三・二六
下館 照美	八戸市大字類家字縄手下一の八二	〃
日向 邦男	八戸市小中野三丁目一八の八シテイインメイブル一〇二	〃
佐藤 広直	五所川原市大字稲実字開野一七七の四七ファミールイン二一A号室	二九・一・二七
千葉 優介	弘前市大字松原東三丁目一五の九	二九・四・二〇
新岡 孝博	つがる市柏広須照日七の一四	〃
堀井 良将	上北郡おいらせ町緑ヶ丘五の五〇の一六五七	二九・四・二〇
尾ヶ瀬 汐里	十和田市西二十二番町三の三一コーポリンデンII二〇一号	二九・五・二
成田 裕泰	平川市碓ヶ関古懸門前三五の一	二九・四・二六
佐々木 礼子	三戸郡階上町大字金山沢字小水無二五	二九・五・二六
久田 良太	つがる市木造赤根一三の八〇メゾン・ド・ソレイユ二〇一号室	二九・七・三

青森県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	廃止年月日
赤坂 利和	八戸市大字田向字間ノ田四八の六ブルーヒュッテB	平成二六・二・二五

青森県告示第二十四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
むつ市川内町家ノ上一〇三の三四二
- 二 保安林指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

肥料登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成三十年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称	生産業者の住所	変更年月日
				変更前	変更後

青森県第 三六一号	副産石灰 肥料	ホクテで 元気二四 〇〇	青森エコサ イクル産業 協同組合	青森市安 方二丁目 一一の九	青森市大 字合子沢 字松森二 五九の一 九	平成 二九・〇・〇
--------------	------------	--------------------	------------------------	----------------------	-----------------------------------	--------------

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成三十年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける地	認可申請日
安部 浩一	青森市大字合子沢字山崎四一の一	青森市大字八ツ役字芦谷一〇ほか五筆	平成二九・三・二〇〇	〃
川村 輝美	青森市大字八ツ役字芦谷一六一	青森市大字八ツ役字上林二一の一ほか一筆	〃	〃
川村 輝美	青森市大字八ツ役字芦谷一六一	青森市大字高田字日野四八〇	〃	〃
山田 正樹	青森市大字八ツ役字芦谷一〇五	青森市大字上野字有原七二の一ほか七筆	〃	〃
長内 宏之	青森市大字牛館字岡部八	青森市大字上野字有原八一ほか一筆	〃	〃
株式会社佐藤農園	青森市大字浜田字玉川五五の一	青森市大字牛館字岡部一の三	〃	〃
小泉 幸法	青森市大字浜田字玉川五七の一	青森市大字野木字野尻五五の五ほか二筆	〃	〃

神 召一	青森市大字上野字山辺七二の一	青森市大字金浜字稲田六八の一	〃
木立 博史	青森市大字高田字川瀬三五九	青森市大字金浜字伊吹二八六	〃
天内 輝明	青森市浪岡大字徳才子字福田三五	青森市浪岡大字徳才子字早稲田八八の一ほか五筆	〃
木村 政春	青森市沖館五丁目一七の二三	青森市大字新城字福田三〇一ほか三筆	〃
工藤 隆正	青森市大字新城字山田五八七の七二	青森市大字飛鳥字塩越二〇七	〃
川口 悟	南津軽郡藤崎町大字榊字種元五五の一	青森市浪岡大字増館字若柳二九三	〃
木立 康行	黒石市大字高館字甲松坂四の三	青森市浪岡大字本郷字平田一七六ほか二筆	〃
農事組合法人 大平ファーム	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元七四の二	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本紅葉坂一二の一ほか二筆	〃
石田 弘	西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字有原一六一	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字平塚二二の一ほか一筆	〃
須藤 正義	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字上高根山九七の一	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字唐松三七の一ほか二筆	〃
工藤 章弘	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字唐松一〇〇	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字平塚二一〇	〃
工藤 武俊	弘前市大字石川字春仕内一八の四	弘前市大字石川字新館下六三ほか一筆	〃
三上 行雄	南津軽郡藤崎町大字榊字種元一二の三	南津軽郡藤崎町大字榊字植田二八の一ほか二筆	〃
佐々木 光治	南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口五二の一	南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口一九八ほか一筆	〃
白戸 卓郎	南津軽郡田舎館村大字境森字佃一一八	南津軽郡田舎館村大字和泉字早稲岡一六の三	〃
農事組合法人 アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村大字高樋字八幡八八の二	南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田一六二ほか七筆	〃

川口 勉	佐々木 秀吉	戸来 直城	山田 千一郎	宮澤 隆幸	中村 善男	株式会社マルカ農産	高田 勝信	中嶋 憲	有農 有限会社瀬川農場	金見 肇	立崎 孝夫	種市 イツ	田中 清吉	木村 長一	木村 長一	太田 浩司
上北郡おいらせ町下屋敷三二の二	上北郡おいらせ町二川目二丁目七五の三	十和田市大字藤島字小山六八の一	上北郡七戸町字沼ノ沢五三の二	上北郡七戸町字二ツ森家ノ表一三の四	上北郡七戸町字夷堂五八の一	上北郡七戸町字榎林家ノ前五の一	上北郡七戸町字卒古沢南平四六の一	上北郡七戸町字中嶋長沢下五五の六	上北郡七戸町字左組七二	上北郡七戸町字見町五六一八二	三沢市塩釜四丁目四七の五	三沢市塩釜二丁目二七五五の二	三沢市塩釜三丁目一四五の二九	上北郡六ヶ所村大字倉内字道ノ上四六の一	上北郡六ヶ所村大字倉内字道ノ上四六の一	十和田市大字八斗沢字家ノ下二八三
上北郡おいらせ町深沢平二六七ほか一筆	上北郡おいらせ町浜道八四三	上北郡七戸町字八幡岳三のうち	上北郡七戸町字不動向一六四の一ほか一筆	上北郡七戸町字二ツ森家ノ下二〇一ほか一筆	上北郡七戸町字竿打川原四九の一ほか一筆	上北郡七戸町字沼頭一三ほか二筆	上北郡七戸町字後平四一六の一のうちほか一筆	上北郡七戸町字中嶋村ノ上八の八ほか二筆	上北郡七戸町字向川原七二	上北郡七戸町字見町五六の三四のうちほか一筆	三沢市大字三沢字庭構三三〇五の一	三沢市大字三沢字庭構二七三五	三沢市大字三沢字庭構二七六二	三沢市大字三沢字庭構六一八一	三沢市大字三沢字庭構六一八一	十和田市大字三本木字一本木沢二四の三ほか四筆
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

工藤 文男	農業生産法人四季菜にんく株式会社	上北郡おいらせ町二川目一丁目六の二五六	上北郡おいらせ町向平一の二〇	〃
農業生産法人四季菜にんく株式会社	三戸郡三戸町大字斗内字菅田一一〇の二	三戸郡三戸町大字斗内字菅田一一〇の二	三戸郡三戸町大字斗内字菅田一一三	〃
農業生産法人四季菜にんく株式会社	三戸郡三戸町大字斗内字菅田一一〇の二	三戸郡三戸町大字斗内字菅田一一四	三戸郡三戸町大字斗内字菅田一一四	〃
三浦 利美	三戸郡五戸町大字豊間内字上源兵衛二五	三戸郡五戸町大字豊間内字下源兵衛一〇八	〃	〃

地籍調査の成果の認証

弘前市及び平川市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
弘前市	藤代二丁目、藤代二丁目	
平川市	南田中金屋	東林元、中村井、村内、上松元、中松元、下松元、西松元、上早稲田、中早稲田、下早稲田

(発行人・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号 青森 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭